

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和23年4月25日から同年11月25日までの期間について、事業主は同年4月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年4月から同年7月までを600円、同年8月から同年10月までを2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月1日から20年6月1日まで
② 昭和23年1月3日から同年11月25日まで
③ 昭和24年5月1日から同年10月1日まで

私は脱退手当金支給日において、捕虜として国外にいたので、脱退手当金の請求手続及び受給をすることはできなかつた。申立期間①について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私は申立期間②及び③については、昭和23年1月からA事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した県発行の資料により、申立人は、昭和22年12月31日にA事業所内での営業が許可されていることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和23年11月25日と記録されているものの、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票における申立人の被保険者資格取得

日は同年4月25日と記録されていることが確認できることから、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和23年4月25日から同年11月25日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時である昭和23年11月の標準報酬月額が2,000円と記録されているところ、当該期間のうち、同年4月から同年7月までの最高等級の標準報酬月額は600円とされていることから、同年4月から同年7月までは600円、同年8月から同年10月までは2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和23年1月3日から同年4月25日までの期間については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票に申立人の記録を確認することはできない。

また、B事業所は、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和23年1月3日から同年4月25日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和24年5月1日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B事業所は、前述のとおり、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人のC事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約6か月後の昭和20年12月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の受給権を満たし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立人と同日の同僚51人のうち、申立人を含む36人に脱退手当金の支給記録が確認でき、支給決定日が同日である同僚が複数確認できることから判断すると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年12月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から50年12月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで

私は、昭和48年8月に会社を退職後、父親の勧めで国民年金に加入した。自分で会社を設立し厚生年金保険に加入するまでの期間、国民年金保険料を地区の納付組合を通じて継続して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月9日に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、同記号番号が払い出された時点において、申立人は、申立期間の一部（昭和48年8月から50年3月までの期間）の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の納付方法について、「地区の納付組合を通じて継続して納付していた。」と供述しているところ、前述の記号番号払出日時点では、昭和50年4月から52年3月までの期間は、過年度納付となる期間であり、納付組合で納付することはできない。

さらに、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、いずれも両申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。